

◎佐賀県条例第29号

佐賀県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

佐賀県迷惑行為防止条例（昭和39年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(押売行為等の禁止)</p> <p><b>第5条</b> 何人も、住居その他の現在する建造物を訪れて、物品の売買、貸付け、交換若しくは配布、物品の作成、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下「売買等」という。）を行なうに際し、<u>次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不当な客引行為の禁止)</p> <p><b>第6条</b> 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供について客引きをすること。</u></p>	<p>(押売行為等の禁止)</p> <p><b>第5条</b> 何人も、住居その他の現在する建造物を訪れて、物品の売買、貸付け、交換若しくは配布、物品の作成、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下「売買等」という。）を行なうに際し、<u>次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不当な客引行為等の禁止)</p> <p><b>第6条</b> 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる行為について、客引き（エに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。</u></p> <p><u>ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供</u></p> <p><u>イ 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</u></p> <p><u>ウ 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等しつように客引きをすること。</p>	<p>エ ア又はイに掲げる営業に関する情報の提供</p> <p>(2) 前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為にあっては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。</p> <p>(3) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で不特定の同性の相手方と性交類似行為をすることをいう。）をするため、公衆の目に触れるような方法で客引きをし、又は客待ちをすること。</p> <p>(4) 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。</p> <p>ア 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為</p> <p>イ 接待を伴う飲食をさせる行為</p> <p>(5) 前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為にあっては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。</p> <p>(6) 第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。</p> <p>2 何人も、対償を供与し、又は供与する約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。</p> <p>3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を</p>

改正前	改正後
<p>(景品買行為の禁止)</p> <p><b>第7条</b> 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、遊技場を営む者が客に提供した賞品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客につきまとして、その賞品を買い、又は買おうとしてはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 常習として第3条又は前条の規定に違反した者は、1年以下の</p>	<p><u>配布し、若しくは提示して誘引してはならない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号イからエまでに該当する行為（同号イに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）に係る客又は利用者</u></p> <p><u>(2) 第1項第4号イに該当する行為（通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする役務に従事する者</u></p> <p><u>4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っている者と認められる者に対し、当該誘引行為をやめるべき旨を命ずることができる。</u></p> <p><u>5 何人も、公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為（以下「客引き等」という。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により客引き等の相手方となる者を待ってはならない。</u></p> <p><u>6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となる者を待っていると認められる者に対し、客引き等の相手方となる者を待つことをやめるべき旨を命ずることができる。</u></p> <p>(景品買行為の禁止)</p> <p><b>第7条</b> 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号の営業をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、遊技場を営む者が客に提供した賞品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客につきまとして、その賞品を買い、又は買おうとしてはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100</p>

改正前	改正後
<p>懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第12条</u> 第2条又は第4条から第9条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>2 常習として<u>第2条又は第4条から第9条までの規定のいずれかに違反した者は</u>、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(適用上の注意) 第13条 略</p>	<p>万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第12条</u> 第6条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第13条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>(1) <u>第2条の規定に違反した者</u></p> <p>(2) <u>第4条の規定に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第5条の規定に違反した者</u></p> <p>(4) <u>第6条第1項の規定に違反した者</u></p> <p>(5) <u>第7条の規定に違反した者</u></p> <p>(6) <u>第8条の規定に違反した者</u></p> <p>(7) <u>第9条の規定に違反した者</u></p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第14条</u> 第6条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p><u>第15条</u> 第6条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p><u>第16条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第12条第1項、第13条第1項第4号及び前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>(適用上の注意) 第17条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。